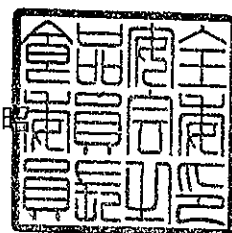




府食第 376号
平成18年 5月11日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第1.1条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(回答)

平成18年5月9日付け厚生労働省発食安第0509002号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第1.1条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第1.1条第1項の規定に基づき定められた、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A食品一般の成分規格の5の(9)に示すクロラムフェニコール試験法において、養蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加すること。